一項に規定する営業保証金の額（新規登録の申請に係る基準資産額を算定する場合であつて申請者が保証社員（法第四十八条第一項に規定する保証社員をいう。以下同じ。）となることが確実であるとき、又は更新登録の申請に係る基準資産額を算定する場合であつて申請者が保証社員であるときには、法第四十九条の規定により納付すべきこととされる弁済業務保証金分担金の額）に相当する金額を控除した額とする。

2・3　（略）

（変更登録）

第四条の二　（略）

2　前項の場合において、変更登録の申請をしようとする旅行業者は、次に掲げる書類を変更登録申請書に添付しなければならない。

一　申請者が法人である場合にあつては、法第六条第一項第九号及び第十号のいずれにも該当しないことを証する書類並びに第一条の四第一項第一号ハ及びニに掲げる書類

二　申請者が個人である場合にあつては、法第六条第一項第九号及び第十号のいずれにも該当しないことを証する書類並びに第一条の四第一項第一号ハ及び第二号ハに掲げる書類

3　第一項の場合において、申請書の提出を受けた行政庁と登録行政庁（旅行業者が現に登録を受けている行政庁をいう。以下この条、第九条の二及び第二十二条において同じ。）が異なるときは、申請書の提出を受けた行政庁は、その旨を登録行政庁に通知しなければならない。

4　登録行政庁は、前項の規定による通知を受けたときは、旅行業者登録簿の当該旅行業者に係る部分の写しを当該通知を行つた行政庁に送付しなければならない。

5　前項の規定による送付を受けた行政庁は、変更登録を行つたときは、その旨を登録行政庁及び当該旅行業者に通知しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第五条　旅行業者又は旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）は、法第六条の四第三項の規定により登録事項の変更の届出をしようとするときは、登録行政庁（旅行業者等が現に登録を受けている行政庁をいう。第十条の四、第三十八条、第三十九条及び第四十条において同じ。）に、第四号様式による登録事項変更届出書を提出しなければならない。ただし、第二種旅行業者、第三種旅行業者、地域限定旅行業者又は旅行業者代理業者が法第四条第一項第二号に規定する主たる営業所の所在地の変更（都道府県の区域を異にする所在地の変更に限る。）の届出をしようとするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

2　前項の届出書には、変更に係る事項に関する第五号様式による書類及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更に係る事項が法人の代表者の氏名であるときは、当該代表者が法第六条第一項第七号に該当しないことを証する書類

二　変更に係る事項が法第四条第一項第四号に掲げるものであるときには、代理業契約の契約書の写し

3　（略）

（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券）

第八条　法第八条第六項（法第四十七条第三項及び第四十八条第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

一項に規定する営業保証金の額（新規登録の申請に係る基準資産額を算定する場合であつて申請者が保証社員（法第二十二条の九第一項に規定する保証社員をいう。以下同じ。）となることが確実であるとき、又は更新登録の申請に係る基準資産額を算定する場合であつて申請者が保証社員であるときには、法第二十二条の十の規定により納付すべきこととされる弁済業務保証金分担金の額）に相当する金額を控除した額とする。

2・3　（略）

（変更登録）

第四条の二　（略）

2　前項の場合において、変更登録の申請をしようとする旅行業者は、次に掲げる書類を変更登録申請書に添付しなければならない。

一　申請者が法人である場合にあつては、法第六条第一項第七号及び第八号のいずれにも該当しないことを証する書類並びに第一条の三第一項第一号ハ及びニに掲げる書類

二　申請者が個人である場合にあつては、法第六条第一項第七号及び第八号のいずれにも該当しないことを証する書類並びに第一条の三第一項第一号ハ及び第二号ハに掲げる書類

3　第一項の場合において、申請書の提出を受けた行政庁と登録行政庁（旅行業者等が現に登録を受けている行政庁をいう。以下同じ。）が異なるときは、申請書の提出を受けた行政庁は、その旨を登録行政庁に通知しなければならない。

4　登録行政庁は、前項の規定による通知を受けたときは、旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿の当該旅行業者等に係る部分の写しを当該通知を行つた行政庁に送付しなければならない。

5　前項の規定による送付を受けた行政庁は、変更登録を行つたときは、その旨を登録行政庁及び当該旅行業者等に通知しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第五条　旅行業者又は旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）は、法第六条の四第三項の規定により登録事項の変更の届出をしようとするときは、登録行政庁に、第四号様式による登録事項変更届出書を提出しなければならない。ただし、第二種旅行業者、第三種旅行業者、地域限定旅行業者又は旅行業者代理業者が法第四条第一項第二号に規定する主たる営業所の所在地の変更（都道府県の区域を異にする所在地の変更に限る。）の届出をしようとするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

2　前項の届出書には、変更に係る事項に関する第五号様式による書類及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更に係る事項が法人の代表者の氏名であるときは、当該代表者が法第六条第一項第六号に該当しないことを証する書類

二　変更に係る事項が法第四条第一項第五号に掲げるものであるときには、代理業契約の契約書の写し

3　（略）

（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券）

第八条　法第八条第六項（法第二十二条の八第三項及び第二十二条の九第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）